

市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定について

1 経緯

○平成28年5月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行

○平成29年3月 成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

(計画期間 平成29～令和3年度)

2 成年後見制度の利用の促進に関する法律（概要）

本法律では、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。(イメージ図 別紙)

また、成年後見制度利用促進法第14条第1項では、「市町村の講ずる措置」として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。さらに、成年後見制度利用促進基本計画では、市町村計画に盛り込むことが望ましい内容が示されています。

○市町村の講ずる措置

第十四条 市町村は、成年後見制度起用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 成年後見制度利用促進基本計画（概要）

○ 計画のポイント（計画対象期間：概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定）

（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代。
- ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討。（※平成31年3月1日付札家裁総第141号「成年後見制度における診断書等の改定について」により平成31年4月より運用開始。）
- ・補佐・補助及び任意後見の利用促進。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用の促進（マッチング）、④後見人支援等の機能を整備⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制、コーディネーターを行う「中核機関（センター）」の整備。

※1 地域連携ネットワーク：全国どの地域においても、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み。既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組みを構築されるものとされ「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とします。

※2 協議会：後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局的功能を担います。

※3 中核機関：専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、地域の実情に応じて、市町村が設置している「成年後見支援センター」など既存の取組も活用しつつ、市町村等が整備し、その運営に責任を持つことが想定されています。

（3）不正防止の徹底と利用しやすさのとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(4) 成年後見制度利用促進計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

4 市町村計画に盛り込むべき事項

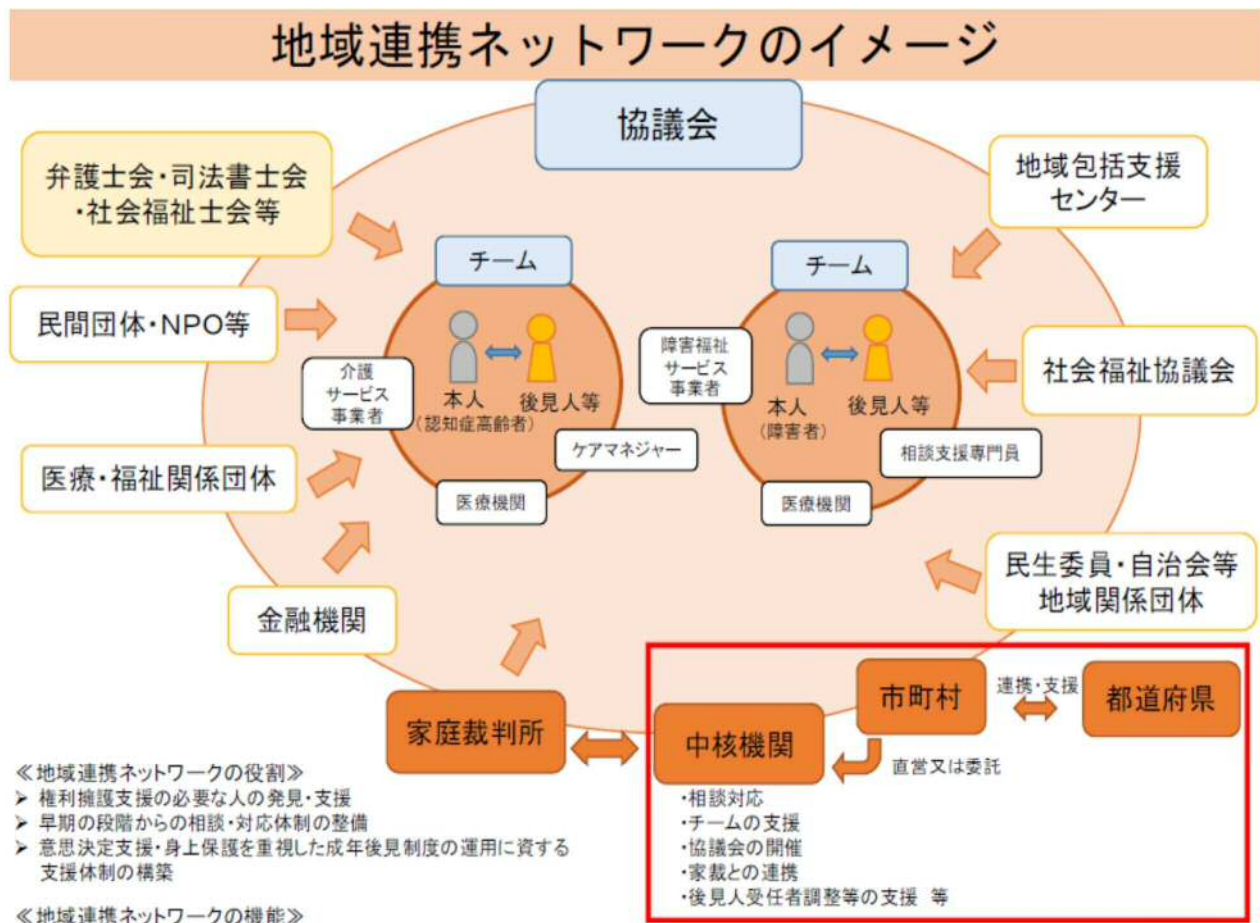
(1) 地域連携ネットワークの三つの役割（①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階から相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築）を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定める。

(2) チーム・協議会・センターといった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させる。

- ・本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
- ・地域における「協議会」等の体制づくり
- ・地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
- ・地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等

(広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止)

- (3) 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、及びそれらの機能の段階的・計画整備について定める。
- (4) 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容にする。
- (5) 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について定める。



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

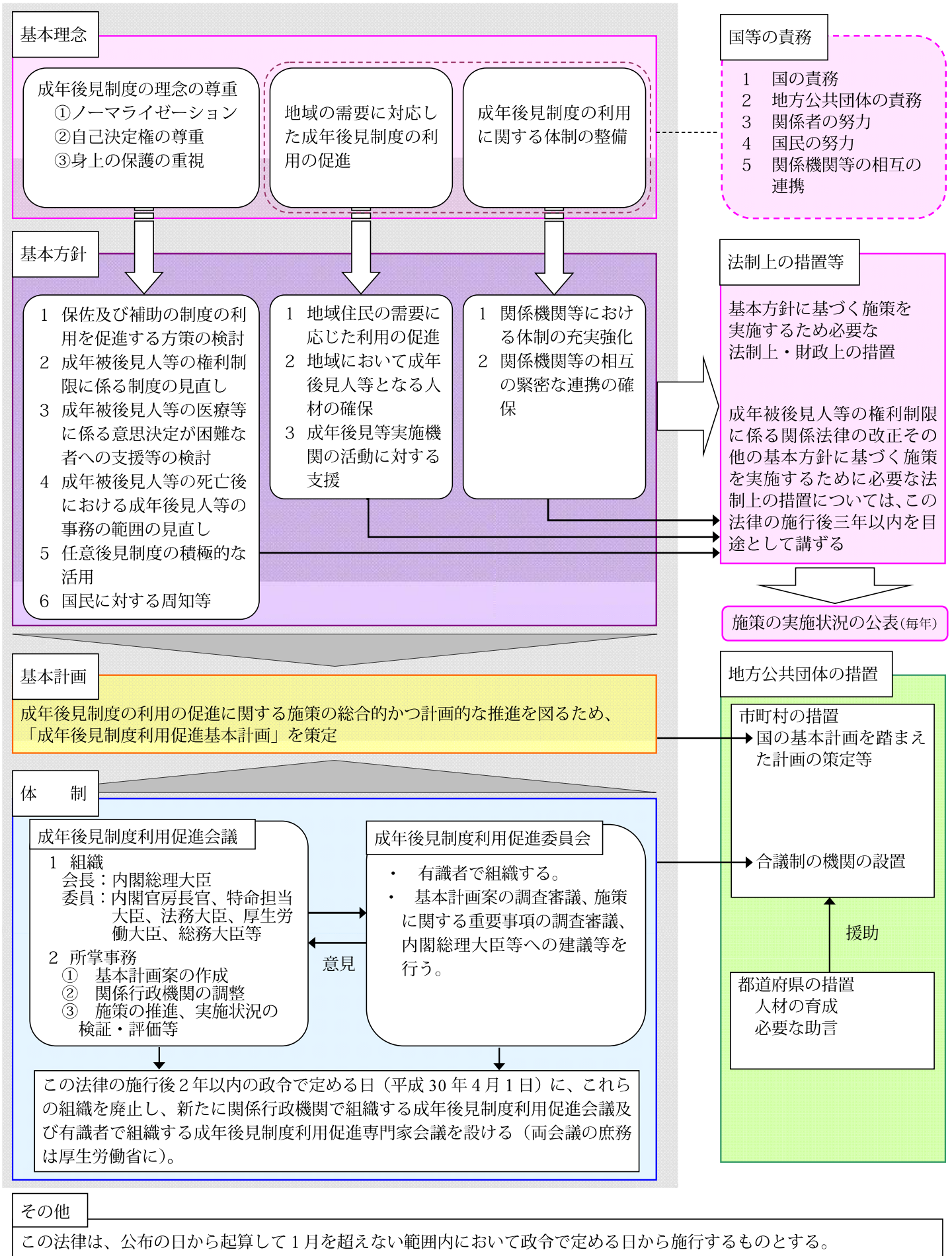
中核機関

- ・相談対応
- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等

5 市の考え方

- (1) 現在、地域福祉の推進を図るための第3期苫小牧市地域福祉計画（令和3年度から令和7年度）策定のため、地域福祉計画推進委員会を立ち上げ、策定作業が開始されている。
- (2) 北海道より、平成30年3月に「地域福祉計画策定ガイドライン（改訂版）」が示され、また、国より平成29年12月12日付で「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、地域福祉計画に盛り込むべきとされている事項として、市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方についても掲げられており、地域共生社会の実現に向けての地域づくり、包括的な支援体制の中での整備を進める必要があると考える。
- (3) 以上のことから、今回策定する第3期苫小牧市地域福祉計画に成年後継制度利用促進計画を盛り込むため、成年後見支援センター運営協議会において、国の基本方針に基づき、委員の意見を反映させ、計画内容の検討を実施する。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図 ※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行



地域福祉計画改定に向けての作業工程

時期	福祉部WG 作業		関係部署	庁内推進会議 推進委員会	成年後見支援センター 運営協議会
	社協・福祉部	総合福祉課			
7月		市民意識調査 7/1-7/31			
8月		意識調査分析			第1回運営協議会 ① 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱改正 ② 国の基本計画の説明 ③ 市町村による成年後見制度利用促進基本計画の説明(国の動向等)
	①福祉部WG 意識調査から意見交換				
9月		②地域懇談会			
10月		第2期の取組、成果、課題及び第3期に取組む事項について文書照会		推進委員会 ・市民意識調査結果の報告 ・第2期計画の進捗状況の報告	
11月		③シンポジウム開催			第2回運営協議会 ① 市町村による成年後見制度利用促進基本計画のたたき台を示し協議 ② 市民意識調査結果の報告
12月	④7圏域ワークショップ 地域の現状、地域生活課題を意見交換 市民意識調査結果、第2期の成果・課題、第3期計画に取り組むべき事項を意見交換前に説明				
1月					第3回運営協議会 ・第2回運営協議会の意見を参考に内容修正した案を示す。
2月	⑤福祉部WG 課題・対応策の整理 計画策定方針案			推進委員会 ・課題、対応策の評価	
3月		目標の設定、施策の方向性を文書照会			
4月					
5月			素案策定 庁内確認・決定、体系決定	庁内連携会議 ・目標の設定、施策の方向性を	
6月				推進委員会 ・目標の設定、施策の方向性を	